

足立区就業規則作成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 足立区就業規則作成助成金（以下「助成金」という。）の交付については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、区内の中小企業者等が就業規則の作成を行う場合における経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者等の職場規律の維持、確保及び労働環境改善を支援し、もって区内産業の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であつて、区内に主たる事業所等があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる営業を営むもの
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体
- (5) 前各号に掲げる団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体又は個人
- (6) 個人にあつては特別区民税、法人にあつては法人住民税を滞納しているもの
- (7) 過去にこの要綱の規定に基づく助成金の交付又は公的機関によるこの要綱と目的を同じくする助成を受けているもの
- (8) 足立区内の労働基準監督署に対し就業規則の届出を行った日から1年を超えて助成金の申請を行おうとするもの
- (9) その他区長が適切でないとするもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、第3条第1項に規定するものが行う社会保険労務士等に対する就業規則の作成及び改定を目的とする委託に係る経費とする。

(助成金交付額)

第5条 助成金の額は、前条に定める経費の2分の1（千円未満は切捨てとする。）とし、上限を5万円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者又は団体（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区内の労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則（変更）

届又はそれに類する書類

(2) 就業規則に係る書面及び従業員の意見書

(3) 第4条に規定する経費の支払い及び内訳が確認できる書面

(助成金申請期間)

第7条 助成金の申請ができる期間は、前条第1号に規定する受付日から1年間とする。

(助成金交付決定)

第8条 区長は、第6条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合は、当該助成金交付申請書の内容の審査、第10条の規定による調査等を行い、その結果、申請内容等が適正と認められた場合には、助成金の交付を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付決定書（様式第2号）により助成金交付の決定を通知する。

3 区長は、第1項の決定に際し、条件を付することができる。

(助成金交付請求)

第9条 助成の交付決定を受けた助成事業者は、請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）により、区長に助成金を請求しなければならない。

(調査)

第10条 区長は、助成事業者の助成金に係る経費の収支等について、必要に応じて関係職員等による調査及び追加資料の提出を求めることができる。

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第11条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条第1項に規定する助成対象者に該当しないこと又は同条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 法令又は助成金の交付決定の内容、これに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合で、助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

付 則（30足産企発第1577号 平成30年11月12日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足産企発第1574号平成30年11月9日区長決定により廃止した足立区就業規則作成助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（3足産企発第1154号 令和3年9月17日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

(提出先)
足立区長

年度 足立区就業規則作成助成金交付申請書

足立区就業規則作成助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり就業規則作成助成金の交付を申請します。

記

助成金交付 申請金額	円		
※対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)の金額をご記入ください(上限5万円)。			
申請者	(ふりがな) 企業(団体)名		
	(ふりがな) 役職名・代表者氏名		代表者印 (シャチハタ不可)
	※ 法人の場合は押印してください。個人の場合で、この欄を手書きしない場合は押印してください。		
	住所 〒 ()		
	資本金 <small>(個人事業主は記入不要)</small>	円	従業員数 名
	主な業務内容	担当者名	
電話番号		F A X	
確認事項 <small>※右記内容を確認し、 チェックをご記入ください。</small>	<input type="checkbox"/> 特別区民税(個人事業主)・法人住民税(法人)を滞納していません。 <input type="checkbox"/> 過去に他の公的機関から本要綱と目的を同じくする助成を受けていません。 <input type="checkbox"/> 過去に本要綱による助成金の交付を受けていません。		

<添付書類>※添付した書類にチェックをご記入ください。

- 就業規則(変更)届又はそれに類する書類(足立労働基準監督署名・受付日の押印があるもの)の写し
- 就業規則に係る書面及び従業員の意見書の写し
- 助成対象経費の支払い及び内訳が確認できる書類の写し

様式2（第8条第2項関係）

住 所

企業（団体）名

代 表 者 名

年度 足立区就業規則作成助成金交付決定書

年 月 日付けで申請があった標記助成金交付申請について、足立区就業規則作成助成金交付要綱により、下記のとおり助成金を交付する。

年 月 日

足 立 区 長

記

助成金交付決定額

以上

請求書兼口座振替依頼書

捨印

金 円

足立区就業規則作成助成金交付要綱第9条に基づき、上記金額を請求します。なお、請求金額は下記口座にお振込みください。

年 月 日

(提出先)

足立区長

住所

企業(団体)名

役職名・代表者

代表者印

※法人の場合は、代表者印と捨印の2箇所に押印してください。

個人の場合で、代表者名を手書きしない場合は代表者印と捨印の2箇所に押印してください。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
種別・口座番号	(種別) 1. 普通 2. 当座 (○で囲む)	(口座番号)	
振込口座	(フリガナ)		
	(名義)		